

## 第2次

# 和歌山市一般廃棄物処理基本計画



ごみ減量推進キャラクター リリクル

令和3年3月

和歌山市



# 目次

## 総論

第1章 一般廃棄物処理基本計画の趣旨	1
第2章 計画の基本的事項	3
第1節 計画の位置付け	3
第2節 計画の期間	8
第3節 計画の適用範囲	9

## 第1編 ごみ処理基本計画編

第1章 ごみ処理の現状と課題	10
第1節 市の概要	10
第2節 ごみ処理行政の沿革	13
第3節 分別区分と排出量	16
第4節 ごみ処理体制	22
第5節 ごみ処理の課題	32
第2章 基本構想	33
第1節 基本理念	33
第2節 基本方針	35
第3節 数値目標	36
第3章 基本構想実現に向けた施策	38
第1節 行政の施策	38
第2節 市民の取組	44
第3節 事業者の取組	46
第4節 3者協働での取組	48
第4章 将来のごみ処理体制	50
第1節 将来のごみ処理方法	50
第2節 その他ごみ処理に必要な事項	54
第3節 進行管理計画	57
ごみ処理基本計画 参考資料	58

## 第2編 生活排水処理基本計画編

第1章 生活排水の現状と課題	72
第1節 生活排水の現状	72
第2節 生活排水処理の課題	77
第2章 生活排水処理の方針と目標	78
第1節 基本方針	78
第2節 生活排水処理の目標	79
第3章 目標達成に向けた施策	82
生活排水処理基本計画 参考資料	84

【廃棄物減量等推進審議会資料】

# 総論



# 総論

## 第1章 一般廃棄物処理基本計画の趣旨

国は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の改正、各種リサイクル法の制定等により、廃棄物・リサイクル対策の整備・拡充を図ってきた。しかし、廃棄物の発生量は依然として高水準で推移し、3Rの一層の推進が重要となる一方、廃棄物処理施設の立地の困難性や、不法投棄の増大という課題への対処が求められた。これらの問題を解決するには、「大量生産・大量消費・大量廃棄」型の経済社会から脱却し、生産から廃棄に至るまでの、物の効率的な利用やリサイクルを進めることで、環境への負荷が少ない循環型社会を形成することが急務となった。このような状況を踏まえ、平成12年5月に循環型社会形成推進基本法を制定し、形成すべき循環型社会の姿を明確に提示した上で、廃棄物等の処理の優先順位を1.発生抑制、2.再使用、3.再生利用、4.熱回収、5.適正処分と定め、国、地方公共団体、事業者及び国民の役割分担を明確にし、循環型社会の形成に向けた取組を総合的かつ計画的に進めてきた。

本市は、市町村の責務である一般廃棄物の排出抑制及び適正処理の規定に基づき、平成4年に「ごみ処理基本計画」を策定し、概ね5年ごとに見直しを行ってきたが、さらなる廃棄物の減量化と資源化の推進を図るため、平成23年11月に長期的な視点に立って「和歌山市一般廃棄物処理基本計画」を策定し『つれもて分別ごみ減量～美しい海・山・川の城下町わかやま～』をごみ処理の基本理念に、10年間で1人1日当たりのごみ排出量（資源を除く）を平成22年度比約30%削減するという数値目標を掲げた。数値目標を達成するため「ごみ減量アクションプラン」で具体的な施策を策定し、家庭系ごみについては分別によるごみ減量の取組などを行い、事業系ごみについては一般廃棄物（ごみ）収集運搬業の許可制度の導入などの施策を実施した。また、平成30年度にごみの「見える化」を目的とした青岸ストックヤードを開設し粗大ごみや小型家電などのさらなる資源化に取り組み、リデュース（発生抑制）・リユース（再使用）・リサイクル（再生利用）の3Rを基本としたごみ減量に取り組んできた。

こうした取組により、事業系ごみは大幅に減少し目標を達成したが、家庭系ごみの減少は目標には届いておらず、令和元年度における1人1日当たりのごみ排出量（資源を除く）は、平成22年度比約20%の削減となり最終年度の令和2年度までに数値目標を達成することは難しい状況である。

また、生活排水対策については生活環境向上を推進していくため、平成23年11月に「生活排水処理基本計画」を策定した。平成28年11月には平成32年度に生活排水処理率66.5%を達成するという数値目標を掲げ、合併処理浄化槽の設置に対して補助を行い、単独処理浄化槽又は汲取便槽から合併処理浄化槽への転換を促進するため、市広報誌等やチラシにより普及・啓発を行った。平成30年度からは合併処理浄化槽に改造する場合の配管工事費用の補助金を上乘せする施策を

実施し、生活排水処理率の向上に取り組んでいる。

こうした取組により、合併処理浄化槽の設置は促進されたが、令和元年度における生活排水処理率は 59.9%にとどまり、令和2年度までに数値目標の 66.5%を達成することは難しい状況である。

このような状況の中、ごみ処理については、『つれもてしよらごみ減量！！～住みたい魅力あふれる和歌山市～』を新たな基本理念に、「環境負荷の少ないまちを目指したごみ発生抑制の推進」、「一人ひとりがものを大切に使う意識を育む再利用の推進」、「循環型社会形成のための資源リサイクルの推進」、「みんなで取り組むごみを適正に処理する美しいまちづくり」の4つの基本方針を示すことで、早期に前計画の目標である1人1日当たりのごみ排出量（資源を除く）775gを達成し、長期総合計画に定めている令和8年度数値目標729gを達成するため「ごみ減量アクションプラン」で具体的な施策を策定するとともに、廃棄物行政を取り巻く状況変化に対応しながらごみ減量に取り組み、また、生活排水処理については、目標達成に向けた施策である「生活排水処理施設の整備・普及」、「生活排水の適正処理の推進」、「環境保全のための広報・啓発の推進」を3つの基本方針として、長期総合計画に定めている令和8年度数値目標75%を達成することで生活環境の保全及び公衆衛生の向上を目指す。こうした目標を定め、市町村が取り組むべき責務をしっかりと果たすことにより、次世代に繋がる持続可能な循環型社会を形成するため、一般廃棄物処理の基本的な方向を定めた「第2次和歌山市一般廃棄物処理基本計画」を策定するものである。

なお、本計画はごみ処理の基本計画を定めた「ごみ処理基本計画編」と生活排水処理の基本計画を定めた「生活排水処理基本計画編」で構成した。



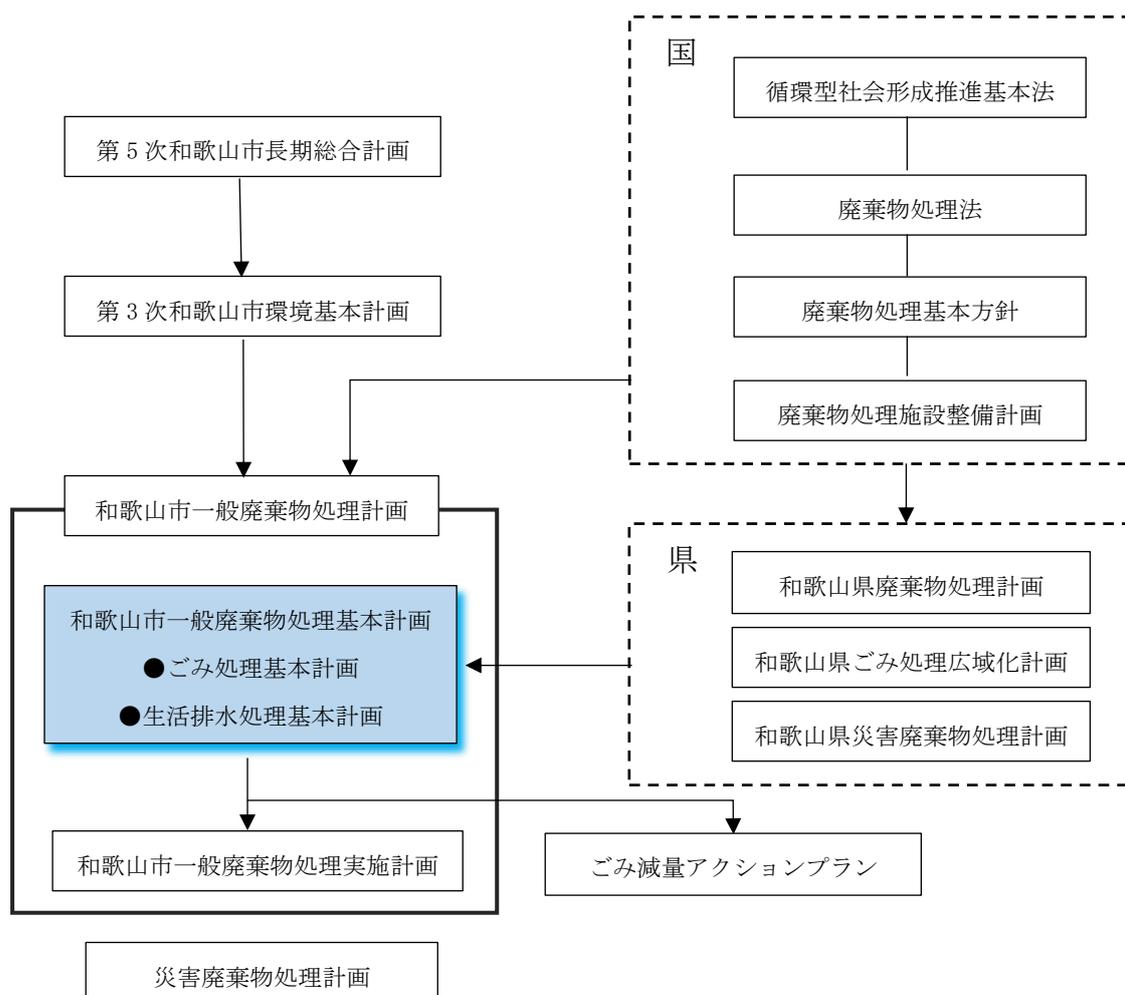
## 第2章 計画の基本的事項

### 第1節 計画の位置付け

本計画は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（以下「廃棄物処理法」という。）第6条第1項の規定に基づき、自治体が総合的・長期的視点に立って、計画的な廃棄物処理の推進を図るための基本方針となるもので、廃棄物の排出抑制及び発生から最終処分に至るまでの、適正な処理を進めるために必要な基本的事項を定めるものである。

計画策定にあたっては、「ごみ処理基本計画策定指針」（平成28年9月15日付環廃対第1609152号環境大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課長通知）に基づくものとする。

また、本市が策定した「第5次和歌山市長期総合計画（以下「長期総合計画」という。）」、「第3次和歌山市環境基本計画」を上位計画と位置付け、その基本目標の達成のために、本計画において施策を策定する。



総論 図1 一般廃棄物処理基本計画の構成と基本計画の位置付け

## 1-1 第5次和歌山市長期総合計画

計画書名	第5次和歌山市長期総合計画																
計画の期間	平成29年度（2017年度）～令和8年度（2026年度）																
将来都市像	「きらり 輝く 元気和歌山市」																
分野別目標	1 安定した雇用を生み出す産業が元気なまち 2 住みたいと選ばれる魅力があふれるまち 3 子供たちがいきいきと育つまち 4 誰もが安心して住み続けられる持続可能なまち																
将来人口 （目標）	令和8年度（2026年度）：347,000人																
一般廃棄物 関係	<p>【分野別目標2】住みたいと選ばれる魅力があふれるまち</p> <p>【政策 2-4】自然と共生する環境にやさしい社会の形成</p> <p>【施策 2-4-2】循環型社会の形成</p> <p>【まちづくり指標】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>まちづくり指標</th> <th>基準値 (H27年度)</th> <th>目標値 (R8年度)</th> <th>【参考】 中核市平均</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一人一日当たりのごみ排出量（資源を除く一般廃棄物）</td> <td>955g/人・日</td> <td>729g/人・日</td> <td>810g/人・日 (H30年度)</td> </tr> </tbody> </table> <p>【めざす10年後の姿】 市民や事業者による積極的な3R（リデュース、リユース、リサイクル）の取組により、循環型社会への転換がさらに進んでいる。</p> <p>【取組方針】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>ごみ減量の推進 リサイクルよりも環境への負荷が少ないリデュース、リユースの啓発をはじめとした取組を優先的に行うとともに、収集されたかん、びん、ペットボトル、紙、布及び小型家電等のリユース、リサイクルを促進し、青岸ストックヤードの整備を行うなど焼却ごみの減量やリサイクル率の向上等を図る。</li> <li>廃棄物の適正処理、適正管理 収集から最終処分までを適切に行うとともに、焼却時の余熱を利用して発電（熱回収）を行う。</li> <li>廃棄物の不法投棄対策 不法投棄の撲滅に向け、防止看板等による防止啓発を行うとともに、ボランティアや職員によるパトロール、監視カメラの設置、関係機関との合同パトロール、山間部などへの夜間パトロール、警察との連携などの取組を進める。</li> </ol> <p>【各主体の役割】</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>市民</td> <td>家庭でのごみ減量、資源分別等に取り組むとともに、行政の施策に協力する。</td> </tr> <tr> <td>地域・NPO等</td> <td>市民と行政のパイプ役であるごみ減量推進員とともに、地域ぐるみでごみ減量及び資源分別等に取り組む。</td> </tr> <tr> <td>事業者</td> <td>排出される廃棄物を自らの責任で適正処理するとともに、行政のごみ減量及び資源分別等の施策に協力する。</td> </tr> </tbody> </table>			まちづくり指標	基準値 (H27年度)	目標値 (R8年度)	【参考】 中核市平均	一人一日当たりのごみ排出量（資源を除く一般廃棄物）	955g/人・日	729g/人・日	810g/人・日 (H30年度)	市民	家庭でのごみ減量、資源分別等に取り組むとともに、行政の施策に協力する。	地域・NPO等	市民と行政のパイプ役であるごみ減量推進員とともに、地域ぐるみでごみ減量及び資源分別等に取り組む。	事業者	排出される廃棄物を自らの責任で適正処理するとともに、行政のごみ減量及び資源分別等の施策に協力する。
まちづくり指標	基準値 (H27年度)	目標値 (R8年度)	【参考】 中核市平均														
一人一日当たりのごみ排出量（資源を除く一般廃棄物）	955g/人・日	729g/人・日	810g/人・日 (H30年度)														
市民	家庭でのごみ減量、資源分別等に取り組むとともに、行政の施策に協力する。																
地域・NPO等	市民と行政のパイプ役であるごみ減量推進員とともに、地域ぐるみでごみ減量及び資源分別等に取り組む。																
事業者	排出される廃棄物を自らの責任で適正処理するとともに、行政のごみ減量及び資源分別等の施策に協力する。																

生活排水  
関係

【分野別目標 4】誰もが安心して住み続けられる持続可能なまち

【政策 4-3】豊かな暮らしを支える住環境の整備

【施策 4-3-4】生活排水対策の推進

【まちづくり指標】

まちづくり指標	基準値 (H27 年度)	目標値 (R8 年度)	【参考】 全国平均
汚水処理人口普及率	64.4%	75.0%	91.4% (R 元年度)

【めざす 10 年後の姿】

快適で衛生的な生活環境が確保され、公共用水域の水質保全がなされている。

【取組方針】

1 公共下水道（汚水）の整備推進

公共下水道や合併処理浄化槽など各種生活排水処理施設の排水浄化コストを勘案した上で、効率的な全体計画区域を定めるとともに、事業計画区域（汚水）の効率的な整備を進める。また、公共下水道事業（汚水整備）の処理区域について抜本的な見直しを行う。

2 公共下水道（汚水）事業計画区域外における生活排水処理施設の整備推進

合併処理浄化槽などの生活排水処理施設の整備を引き続き推進する。

3 水洗化の促進

公共下水道等供用開始区域内の未接続家庭に対する啓発活動により早期接続を促す。

4 公共下水道事業・集落排水事業の適正管理

公共下水道及び集落排水処理施設について、必要な老朽化対策や効率的な管理手法の検討を行い、適正な管理を進める。また、公共下水道事業については、地方公営企業法を適用し経営状況と資産内容を明らかにする。

5 し尿及び浄化槽汚泥の適正処理

し尿及び浄化槽汚泥については、一般廃棄物（し尿）収集運搬許可業者、浄化槽清掃業許可業者に対し、円滑に業務を行うよう指導するとともに、収集されたし尿及び浄化槽汚泥を青岸汚泥再生処理センターにおいて適正処理し、環境負荷の低減に努める。

【各主体の役割】

市民	公共下水道等の事業計画区域内のうち整備済み地域において、早期接続に努める。その他の区域では、合併処理浄化槽への転換など、適正な処理に努める。
地域・NPO 等	地域ぐるみで生活排水対策への理解・協力を努める。
事業者	各種法令等を遵守する。

## 1-2 第3次環境基本計画

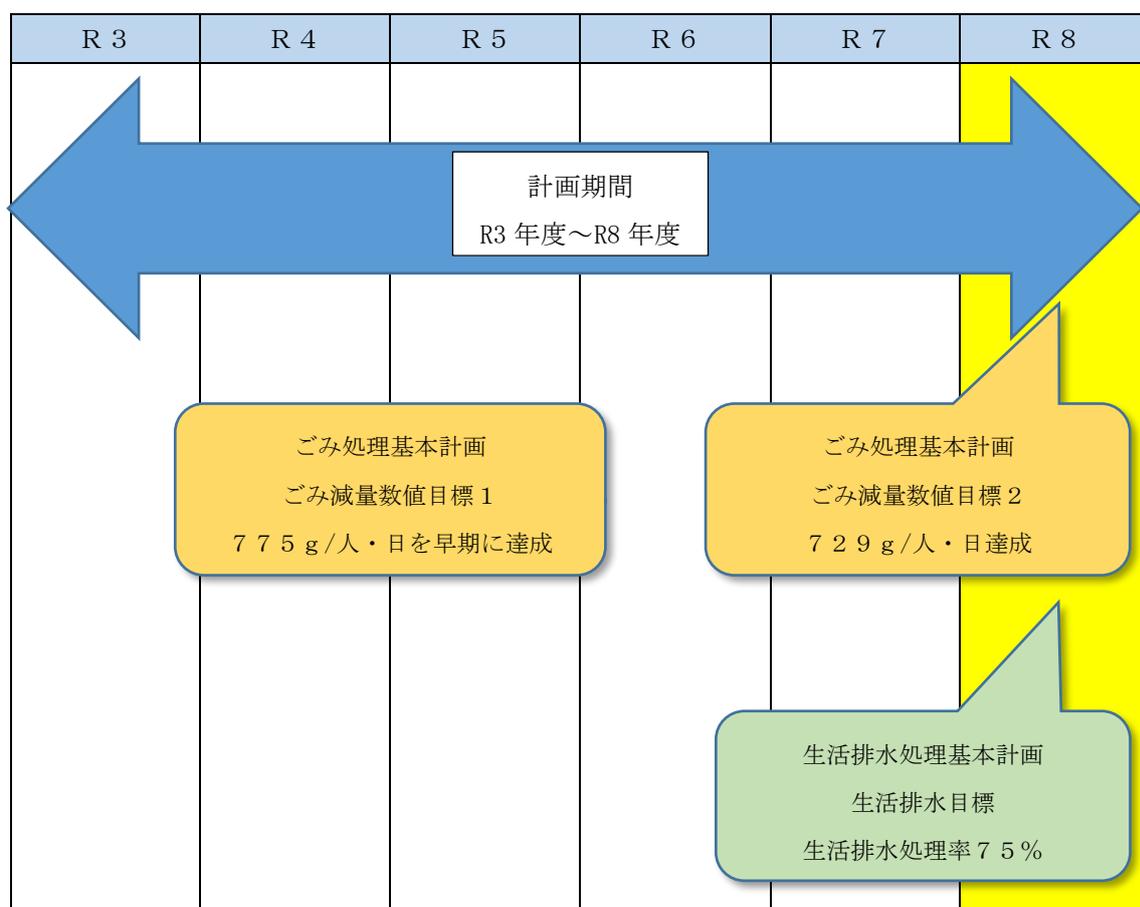
計画書名	第3次和歌山市環境基本計画										
計画の期間	平成29年度（2017年度）～令和8年度（2026年度）										
環境像	「豊かな自然と共に生きる 環境にやさしいまち わかやま」										
基本目標	1 生活環境の保全 安心・安全に暮らせるまち 2 自然環境の保全と創造 豊かな自然と共に生きるまち 3 地球環境の保全 持続可能な地球環境にやさしいまち										
一般廃棄物 関係	<p>【基本目標 3】地球環境の保全 持続可能な地球環境にやさしいまち</p> <p>【個別目標 3-2】循環型社会の形成</p> <p>【環境目標】市民・事業者・行政が連携して、廃棄物の適正処理、適正管理、廃棄物の不法投棄対策、ごみの減量に取り組み、循環型社会の実現に努める。</p> <p>【指標】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>指標に用いる項目</th> <th>現状値 (H28年度)</th> <th>目標値 (R8年度)</th> <th>【参考】 中核市平均</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一人一日当たりのごみ排出量（資源を除く一般廃棄物）</td> <td>920g/人・日</td> <td>729g/人・日</td> <td>810g/人・日 (H30年度)</td> </tr> </tbody> </table> <p>【主要施策】</p> <p>1 ごみ減量の推進</p> <p>○ごみの発生抑制</p> <p>ごみ情報紙「リリクル通信」等によるごみ減量に関する情報提供や、市民によるごみ減量推進員制度の活用等によって意識啓発に努め、市民・事業者・行政の協働でのごみ削減を推進する。</p> <p>○資源の有効活用の推進</p> <p>一般ごみの資源の分別を推進する。事業系ごみは、分別を推進するとともに、食品廃棄物等をまとめて資源化する方法を調査し、資源化に向けた取組を推進する。</p> <p>2 廃棄物の適正処理、適正管理</p> <p>○一般廃棄物の適正処理</p> <p>一般廃棄物の収集運搬、中間処理、最終処分の各段階における体制整備に努め、市民・事業者・行政の協働により、環境にできる限り負担をかけない適正な処理を推進する。</p> <p>3 廃棄物の不法投棄対策</p> <p>○不法投棄対策の推進</p> <p>不法投棄の撲滅に向け啓発や監視を行うなど、関係機関等と連携し、不法投棄対策を推進する。</p>			指標に用いる項目	現状値 (H28年度)	目標値 (R8年度)	【参考】 中核市平均	一人一日当たりのごみ排出量（資源を除く一般廃棄物）	920g/人・日	729g/人・日	810g/人・日 (H30年度)
指標に用いる項目	現状値 (H28年度)	目標値 (R8年度)	【参考】 中核市平均								
一人一日当たりのごみ排出量（資源を除く一般廃棄物）	920g/人・日	729g/人・日	810g/人・日 (H30年度)								

<p>生活排水 関係</p>	<p>【基本目標 1】生活環境の保全 安心・安全に暮らせるまち</p> <p>【個別目標 1-2】水環境・土壌環境の保全</p> <p>【環境目標】海や川、地下水の水質の常時監視を行うとともに、水質汚濁の発生源である工場・事業場の排水や土壌汚染に関して、法令等に基づく立入検査を実施し、排出基準の順守等の必要な指導を行う。また、生活排水対策の普及・啓発を推進し、公共用水域の水質の保全に努める。</p> <p>【主要施策】 生活排水対策の推進 ○生活排水対策の普及・啓発 生活排水対策説明会や出前講座等を開催し、生活排水対策の必要性・重要性について普及・啓発を推進する。 生活排水対策指導員を中心に地域住民と共に家庭でできる生活排水対策に努める。</p> <p>【環境基本条例に関する取組】 ○公共下水道の整備及び接続率の向上 ○合併処理浄化槽への転換 ○浄化槽の適正な維持管理</p>
--------------------	---



## 第2節 計画の期間

本計画は、令和3年度を初年度とし、長期総合計画及び第3次和歌山市環境基本計画と整合性を図り、最終目標を達成するために令和8年度を目標年度とした6年間とする。なお、目標を達成するためごみ処理については、ごみ減量アクションプランにおいて施策の調整や見直しを図り、廃棄物行政を取り巻く状況変化に対応しながらごみ減量に取り組み、生活排水処理については、生活排水処理率の目標達成に向け本計画で施策を定め生活環境の保全及び公衆衛生の向上に取り組む。



総論 図2 計画の期間と目標年度

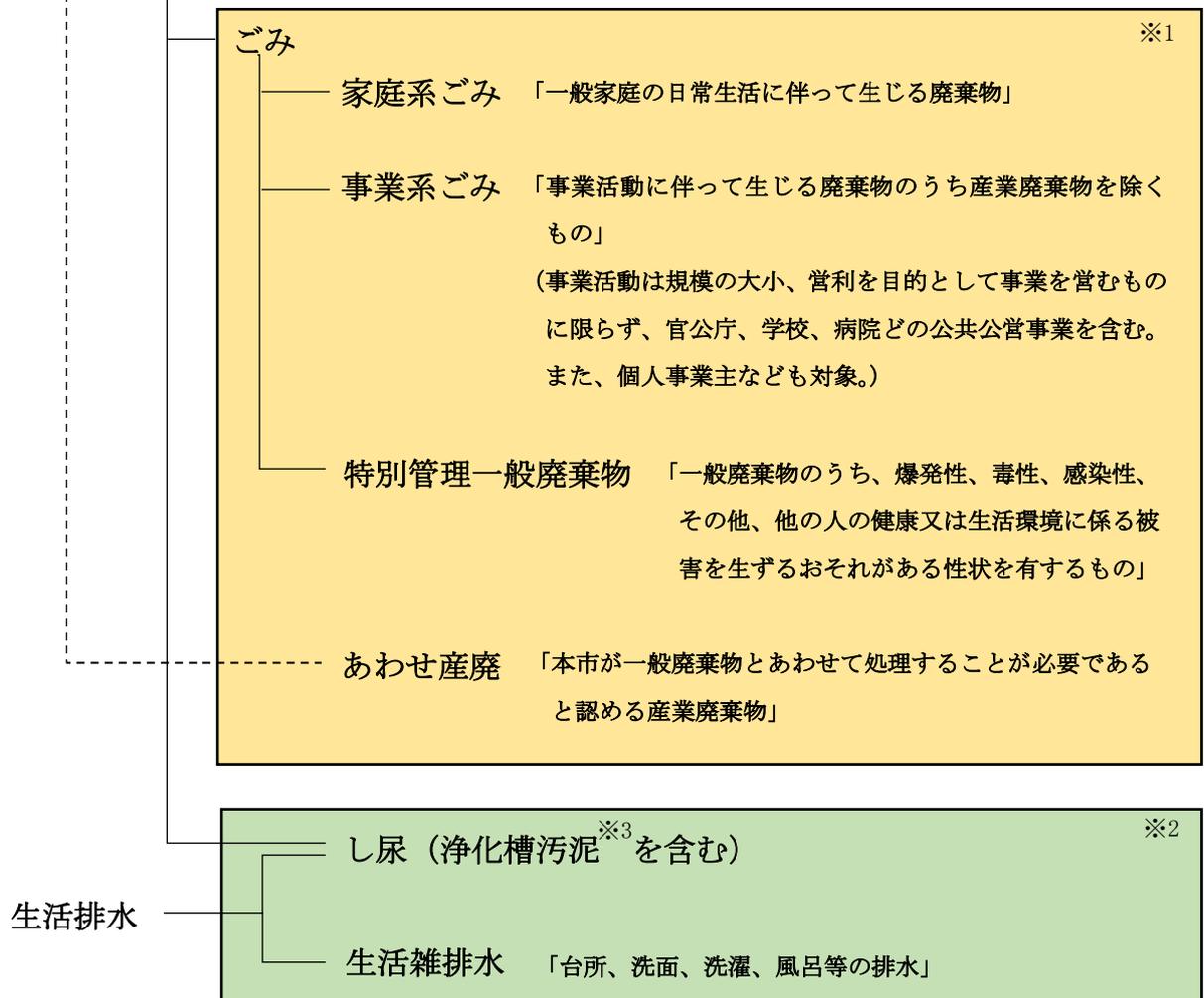
### 第3節 計画の適用範囲

本計画の適用範囲は、和歌山市で発生する一般廃棄物の分別排出から収集運搬、中間処理、最終処分までとする。（ただし、本市が一般廃棄物とあわせて処理することが必要であると認める産業廃棄物（あわせ産廃）を含む。）

**廃棄物** 「ごみ、粗大ごみ、汚泥、ふん尿、廃油、廃アルカリ、動物の死体その他汚物又は不要物であつて、固形状又は液体状のもの（放射性物質及びこれによって汚染されたものを除く。）」

**産業廃棄物** 「事業活動によって生じた廃棄物のうち、燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチックなど 20 種類の廃棄物」

**一般廃棄物** 「産業廃棄物以外の廃棄物」



（災害廃棄物に関しては別途災害廃棄物処理計画で定める）

※1  はごみ処理基本計画における対象廃棄物

※2  は生活排水処理基本計画における対象廃棄物

※3 浄化槽汚泥等：浄化槽汚泥と農・漁業集落排水施設から発生する汚泥

総論 図3 対象となる廃棄物



